

岡崎市監査委員公告第22号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年1月31日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（保健所 総務課、生活衛生課、健康増進課）

平成22年 3月30日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第5号関係分

平成22年 6月28日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="347 439 523 477">(指摘事項)</p> <p data-bbox="188 533 679 902">現金出納簿について、記載方法の誤り、領収証書等の関係書類と内容や日付が一致しないなどの不備が見受けられた。分任出納員及び資金前渡職員は、予算決算及び会計規則に準拠して、現金出納簿を整備し、その所掌に係る現金を適切に管理されたい。</p>	<p data-bbox="711 533 1398 712">予算決算及び会計規則並びに会計課資料を再確認の上、記載誤りについて吟味し、各担当職員に周知徹底した。なお、平成22年度作成の現金出納簿は適切に記載している。</p>

措置の通知書（保健所 総務課）

平成22年 3月30日から
監査期間

岡崎市監査委員公告第5号関係分

平成22年 6月28日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="347 439 523 472">（指摘事項）</p> <p data-bbox="188 533 683 853">動物焼却使用料の収納について、現金の取扱いに必要な釣銭として私金を使用していたが、公金と私金は混同してはならないため、会計管理者と協議し、予算決算及び会計規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p data-bbox="711 533 1401 663">平成22年6月24日付けで、会計管理者に釣銭支給依頼書を提出し、同年7月1日に現金の交付を受けて、これを使用している。</p>

措置の通知書（保健所 動物総合センター）

平成22年 3月30日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第5号関係分

平成22年 6月28日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="359 439 533 477">(指摘事項)</p> <p data-bbox="188 533 703 1043">野生蜂駆除処理業務の委託契約について、相手方に渡すべき契約書が保管書類のなかに残されていたため、今後は適切な処理をされたい。また、契約書に個人情報取扱特記事項が添付されておらず、発注方法等の具体的な業務の内容が仕様書に記載されていないなどの契約関係書類の不備が見受けられたため、業務内容に即した適正な契約事務をされたい。</p> <p data-bbox="188 1155 703 1525">公有財産台帳において、表紙及び総括表並びに門・困障の工作物台帳が作成されていないなどの不備が見受けられた。現在、公有財産台帳の電磁的記録化が進められているところであるが、その基礎となる同台帳の整備について、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p data-bbox="391 1637 504 1675">(意見)</p> <p data-bbox="188 1731 703 1910">家畜診療に使用する毒薬及び劇薬については、定期的な在庫数量の点検を実施し、適切に保管管理されたい。</p>	<p data-bbox="735 533 1401 757">平成21年度の契約書については、相手方へ渡した。また、契約書への個人情報取扱特記事項の添付、仕様書への業務内容の記載については、平成22年度の契約から適正に実施している。</p> <p data-bbox="767 1155 1358 1193">未作成であった工作物台帳等を作成した。</p> <p data-bbox="735 1731 1401 1865">平成22年度から、毎月定期的な在庫管理を行い、薬品の適正管理を行っているところである。</p>

岡崎市監査委員公告第28号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年2月25日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（岡崎市教育委員会 保健給食課）

平成22年 5月10日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第6号関係分

平成22年 6月28日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="323 454 469 495">(意 見)</p> <p data-bbox="150 539 644 864">給食費及び日本スポーツ振興センター共済掛金の現金出納簿について、記入誤りや記入漏れが見受けられ、さらに給食費の保護者への返金遅れや返金の際の保護者からの領収書の未徴収などの点も見受けられたため、適切な処理に努められたい。</p> <p data-bbox="150 909 644 1279">給食費会計の口座に PTA 会費等公金以外の学校徴収金が振り込まれているものが見受けられたが、予算決算及び会計規則第 161 条の規定により、分任出納員（学校長）はその取扱いに係る現金を私金と混同してはならないため、同規則に準拠した適正な管理をされたい。</p>	<p data-bbox="671 539 1362 613">当該校に確認し、記入誤りや記入漏れ等について修正させた。</p> <p data-bbox="671 622 1362 741">また毎年 3 月に事務説明会を開催し、現金出納簿の説明をしており、指摘事項については再度周知徹底を図る。</p> <p data-bbox="671 909 1362 1028">当該校に確認し、給食費会計の口座に他会計のお金が振り込まれることがないように徹底させた。</p> <p data-bbox="671 1037 1362 1155">給食費会計の事務については、学期ごとに開催される給食主任者会の際に周知しており、指摘事項についても再度周知徹底を図っていく。</p>

措置の通知書（岡崎市教育委員会 総務課）

平成22年 5月10日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第6号関係分

平成22年 6月28日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="323 454 469 488">(意 見)</p> <p data-bbox="150 539 644 779">就学援助費・給食扶助費が他団体からの補助金の口座に入金され、さらに利子がついているが、それが未処理になっているものが見受けられたため、適切な処理をされたい。</p> <p data-bbox="150 831 644 1070">備品管理について、備品標示票の貼付誤りが多数見受けられたとともに、備品一覧表に記載された設置場所に現物が見当たらなかったため、物品管理規則に準拠して適正に管理されたい。</p> <p data-bbox="150 1077 644 1317">また、LL 教室における使用しなくなった備品等の取扱い及びリース物品の各学校における管理を適切に行うための標示、台帳管理等の方法を、教育委員会が中心となり検討されたい。</p>	<p data-bbox="670 539 1366 613">利子については、岡崎市の歳入としての受け入れ処理を行った。</p> <p data-bbox="670 620 1366 741">口座については決済用預金への変更手続きを行い、また異なる会計のものが混同して入金されることがないように徹底させた。</p> <p data-bbox="670 831 1366 1115">備品に関しては、管理備品一覧表に記載のものと設置場所が一致するか、備品標示票が適切に貼付されているかなどについて、夏休み期間中に各学校の事務担当者を通じて点検させ、適正な管理の徹底を図った。また使用しなくなった備品があった場合には、その都度不用決定の手続きを行った。</p> <p data-bbox="670 1122 1366 1361">リース物品に関しては、今年度契約分より、リース物品に標示票を貼るように契約の条項に記載し、それらが区別できるように徹底させた。またそれらの管理については、契約締結時に作成する機器明細等を各校に送付し、それをういて管理させることとした。</p>

措置の通知書（岡崎市教育委員会 学校指導課）

平成22年 5月10日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第6号関係分

平成22年 6月28日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="323 454 469 495">(意 見)</p> <p data-bbox="150 539 644 864">毒物及び劇物の管理においては、毒物・劇物・危険物薬品受払簿と使用薬品補助簿が合致していないものや、鍵の管理などが不十分なものが見受けられたため、盗難や事故等に備え、管理責任者を中心にした慎重な管理に努められたい。</p>	<p data-bbox="671 539 1362 904">理科主任会（6月29日、9月7日実施）にて、理科指導員が薬品の管理について、各学校の理科主任を指導したり、1学期・2学期末の主事訪問において、理科準備室の点検と同時に、薬品受払簿・補助簿の記載の点検や、薬品の残量と薬品受払簿・補助簿の照らし合わせを行って指導したりするなどし、不十分な点があった場合にはその都度訂正させ、適正な管理の徹底を図った。</p>

岡崎市監査委員公告第30号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年3月29日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書 (株式会社岡崎情報開発センター IT推進課)

平成 22 年 10 月 28 日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第 23 号関係分

平成 23 年 1 月 31 日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 労働者派遣事業の実施において、次のような不備が見受けられたため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。</p> <p>(1) 派遣労働者に対しては、雇用するときに派遣労働者であることを本人にあらかじめ明示し(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第 32 条第 1 項) また、派遣の際には、就業条件等をあらかじめ明示する必要がある(同法第 34 条第 1 項)が、これらの手続きが行われていないものがあった。</p> <p>(2) 派遣元管理台帳が作成されていなかった。(同法第 37 条第 1 項)</p> <p>(3) 契約書に、就業の場所、就業する日、派遣先の指揮命令者の役職及び氏名等が記載されていないものがあった。(同法第 26 条第 1 項)</p> <p>(4) 契約書に定められた勤務報告書が、所定の手続きによって作成されていなかった。</p>	<p>1 指摘の書類の不備及び記述の不備については、監査対象となった平成 21 年度分、及び平成 22 年度分の契約添付書類を、再点検し、不足書類の追加あるいは、書類の差し替えを遡及処理した。</p> <p>また、今後の労働派遣事業の実施における書類の不備を防ぐべく、「派遣労働業務に係る書類整備の留意点」としてまとめ、指摘事項の再発を生じることのないよう、対策を講じた。</p>

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p style="text-align: center;">(指摘事項)</p> <p>2 教材費の購入において、代金が二重払いの状態になっていたものがあった。重複分についてはすみやかに戻入の手続きを行い、今後は、小口現金の処理方法について検討するとともに、チェック体制を強化して、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>2 二重払いになっていた社員から、現金の返戻を受け(2月1日)、同日に振替伝票を作成して、経理帳簿を正しく整えた。</p> <p>今後は、やむを得ない場合を除き、商品の着払いによる、社員の現金での立替払いを無くすこととした。</p>

岡崎市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年6月30日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（福祉保健部 生活福祉課）

平成22年 8月24日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第16号関係分

平成22年11月26日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="363 568 544 607">(指摘事項)</p> <p data-bbox="197 629 707 898">現金出納簿に検査証印が押されていないもの、金額の記載もれなど不備な点が見受けられたため、予算決算及び会計規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p data-bbox="738 629 1407 837">現金出納簿の検査証印もれ、記載もれについては、入出金及び月例精算時において管理職による確認を行うこととし、改善の措置をした。</p>

措置の通知書（福祉保健部 障がい福祉課）

平成22年 8月24日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第16号関係分

平成22年11月26日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="352 568 533 607">(指摘事項)</p> <p data-bbox="196 624 689 1070">障がい者居住サポート事業の委託契約は、年度をまたいで実施する事業であるため契約書に自動更新を規定していたが、複数年に渡る予算の裏付けには債務負担行為が必要であるため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p data-bbox="196 1211 689 1883">友愛の家で実施している地域活動支援センター事業委託において、利用者の自己負担金を受託者の収入として徴収させ、委託料からその金額を差し引いて支払っていた。同事業及びその使用料は福祉の村条例に規定されており、私人に徴収させる場合は公金収納委託の手続きが必要である。また、委託料との相殺手続きについても、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p data-bbox="718 624 1412 719">契約書を見直し、平成23年4月1日付けで新たに単年度限りの契約を締結した。</p> <p data-bbox="718 1211 1412 1536">平成23年4月1日から、単独の地域活動支援センター事業委託契約ではなく指定管理業務委託の中を含めたうえ、利用料金制を採用することとし、平成23年3月28日に締結した「岡崎市福祉の村の指定管理業務に関する基本協定書」に明記した。</p>

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="352 338 533 376">(意 見)</p> <p data-bbox="194 396 691 954">指定管理者から提出させている毎年度の運営計画書、月毎の業務報告書には、管理業務の実施、料金収入、管理経費の収支等の事項が記載されていなかった。年度当初、中途においても指定管理者による管理の実態を適切に把握するため、年度終了後の事業報告書に準拠したものとされるよう要望する。</p>	<p data-bbox="716 396 1412 607">平成23年度からの契約更新にともない、月次報告内容の見直しを行い、追加事項として、保守点検業務の実施状況及び精算項目である修繕費の執行状況を報告させることとした。</p>

措置の通知書（福祉保健部 長寿課）

平成22年 8月24日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第16号関係分

平成22年11月26日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="352 568 533 607">(指摘事項)</p> <p data-bbox="197 629 687 891">現金出納簿に検査証印が押されていないもの、金額の記載もれなど不備な点が見受けられたため、予算決算及び会計規則に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p data-bbox="352 1048 533 1086">(意見)</p> <p data-bbox="197 1108 687 1659">指定管理者から提出させている毎年度の運営計画書、月毎の業務報告書には、管理業務の実施、料金収入、管理経費の収支等の事項が記載されていなかった。年度当初、中途においても指定管理者による管理の実態を適切に把握するため、年度終了後の事業報告書に準拠したものとされるよう要望する。</p>	<p data-bbox="719 629 1390 719">介護保険料の現金書留納付について現金出納簿の記載がなかった。</p> <p data-bbox="719 741 1390 954">指摘以降の12月、1月に送付のあった、現金書留納付については、取扱い担当者の現金出納簿への記載を行い、現金出納報告書への記載及び報告を行った。</p> <p data-bbox="719 1108 1390 1312">平成23年度からの契約更新にともない、月次報告内容の見直しを行い、追加事項として、保守点検業務の実施状況及び精算項目である修繕費の執行状況を報告させることとした。</p>

措置の通知書（福祉保健部 医療助成室）

平成22年 8月24日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第16号関係分

平成22年11月26日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="352 568 533 607">(指摘事項)</p> <p data-bbox="193 624 692 1070">業務委託契約等において、契約書に規定された、第三者への再委託が禁止されているにもかかわらず再委託をしているものや、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったものが見受けられたため、適正な処理をされたい。</p> <p data-bbox="193 1093 692 1245">また、再委託を承認する際は、再委託先ごとの業務内容及び金額を確認されたい。</p>	<p data-bbox="719 624 1409 777">第三者に再委託する際の業務再委託承諾申出書の提出及び承諾書等の手続きを、適正におこなった。</p> <p data-bbox="719 799 1409 896">また、業務内容及び金額についても適正であることを確認した。</p>

岡崎市監査委員公告第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年6月30日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（税務部）

平成22年 9月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第20号関係分

平成22年12月27日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="352 568 533 607">(指摘事項)</p> <p data-bbox="193 624 692 1184">業務委託契約、機器賃貸借契約等において、契約書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていないものや、契約書に第三者委託の制限についての条項のないものが見受けられたため、適正な処理をされたい。また、再委託を承認する際は、再委託先ごとの業務内容及び金額を確認されたい。</p> <p data-bbox="352 1326 533 1364">(意見)</p> <p data-bbox="193 1382 692 1830">調定変更書及び振替命令書における決裁印もれ、申請書類への收受印もれ等が散見された。また、その他の書類においても記載誤り、日付誤りが見受けられたため、内部けん制体制を強化し、決裁者等のチェック体制を確立されたい。</p>	<p data-bbox="715 624 1406 1010">第三者委託の制限についての条項がなかった契約書については、制限の条項を設けることとした。また、契約書規定に基づく第三者への再委託の際には、再委託先、業務内容、再委託金額、再委託理由を記載した書面を請負者より提出させることを徹底し、内容の確認を行うこととした。</p> <p data-bbox="715 1382 1406 1650">部内各課において掲示板等にて監査結果を周知するとともに、適正な事務処理に向けて班長による指導を行った。また、書類保存の際には再度担当職員による内容の確認を実施することを徹底した。</p>

措置の通知書（税務部 市民税課）

平成22年 9月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第20号関係分

平成22年12月27日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="352 568 533 607">(意 見)</p> <p data-bbox="194 629 691 954">住民税普通徴収納税通知書兼 税額決定通知書製本・封入・封緘 業務委託において、契約書第9条 の規定による完了に伴う検査結 果の通知がなされていないので 適正に対応されたい。</p>	<p data-bbox="716 629 1406 719">平成23年1月以降については、検査結果の 通知を行った。</p>

岡崎市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年7月29日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（こども部 家庭児童課）

平成 22 年 11 月 26 日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第 26 号関係分

平成 23 年 2 月 25 日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="379 568 558 607">(指摘事項)</p> <p data-bbox="194 627 743 1010">財産に関する調書において、母子寡婦福祉資金貸付金の債権の年度末現在高に違算があった。当該調書を作成するための債権現在額報告書については、未調定債権の現在額を報告するものであるため、是正されたい。(債権管理規則第 30 条)</p> <p data-bbox="194 1034 743 1473">また、当該貸付金を管理している母子寡婦福祉資金貸付事務システムでは、債権の現在高を集計する機能がないとのことであったが、決算として公表する計数の妥当性を検証するためにも、その合理的な基礎として現在高の把握は必要なため、適正に対応されたい。</p>	<p data-bbox="769 627 1409 719">平成 23 年 4 月 26 日、平成 22 年度末債権現在額報告書において是正した。</p> <p data-bbox="769 743 1409 954">母子寡婦福祉資金貸付事務システムでは、債権額を集計する機能はないが、決算年度中の増加額及び減少額はシステムで確認できるため、適正な把握に努めていく。</p>

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="379 338 558 371">(指摘事項)</p> <p data-bbox="194 396 743 835">前年度未収金の繰越処理について、繰越調定金額の違算(放課後児童育成料)や調定の入力時期が適当でないもの(子育て短期支援負担金、児童手当返還金収入、児童扶養手当返還金収入)が見受けられたため、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p data-bbox="769 396 1410 488">子育て短期支援負担金に係る繰越処理について、調定年月日を修正した。</p>

岡崎市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年7月29日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（岡崎市観光協会 観光課）

平成22年9月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第21号関係分

平成22年12月27日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(意見)</p> <p>5 会計処理について、平成20年3月に導入された会計システムにより処理を行っているが、その機能が十分に活用されておらず、現在も引き続き単式簿記から複式簿記への移行期にあるので、財政状態及び経営成績を明らかにするためにも早期に複式簿記への移行を完了されたい。</p>	<p>5 平成22年度の決算並びに税務申告の書類作成、提出（平成23年5月末日）について、公益法人会計基準に準拠した財務諸表を作成し、複式簿記の方式を取り入れた事務処理を行った。</p>

岡崎市監査委員公告第 8号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成 23年 9月 29日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（こども部 こども育成課）

平成 22 年 11 月 26 日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第 26 号関係分

平成 23 年 2 月 25 日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="352 568 533 607">(指摘事項)</p> <p data-bbox="194 624 691 1126">子ども手当給付業務に係る労働者派遣契約において、派遣労働者の就業状況等についての記録が派遣先管理台帳に記載されていないため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第 42 条)</p> <p data-bbox="194 1265 691 1767">前年度未収金の繰越処理について、繰越調定金額の違算(放課後児童育成料)や調定の入力時期が適当でないもの(子育て短期支援負担金、児童手当返還金収入、児童扶養手当返還金収入)が見受けられたため、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p data-bbox="718 624 1410 719">派遣労働者の就業状況等について、派遣先管理台帳を作成した。</p> <p data-bbox="718 1265 1410 1359">放課後児童育成料の繰越調定金額の違算について修正した。</p> <p data-bbox="718 1384 1410 1478">児童手当返還金収入及び児童扶養手当返還金収入に係る繰越処理の調定年月日を修正した。</p>

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(意 見)</p> <p>備品管理において、次のような不備が見受けられたため、物品管理規則等に準拠した適正な管理をされたい。</p> <p>(1) 児童扶養手当等事務システムをはじめとする各種事務管理システムについては、業務委託によって開発されたものであったが、ソフトウェアとして備品登録されていなかった。</p> <p>地域子ども会活動事業費補助金等の交付要綱については、補助金の使途基準が明確に規定されていなかった。また、交付手続の際に市へ提出される予算書及び決算書についても、補助金の充当先、充当金額が明示されていなかったため、適正に対応されたい。</p>	<p>児童育成センター利用者管理システム・児童福祉システム(児童扶養手当)・児童福祉システム(児童手当)・児童福祉システム(子ども手当)として、個々に備品登録した。</p> <p>地域子ども会活動費補助金等の交付要綱について、使途基準を規定した。(平成23年4月1日)</p> <p>交付手続の際、市へ提出される予算書及び実績報告書において補助金の充当先等を明示するよう指導した。(平成23年5月)</p>

岡崎市監査委員公告第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成 23 年 9 月 29 日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（こども部 保育課）

平成 22 年 11 月 26 日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第 26 号関係分

平成 23 年 2 月 25 日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(意見)</p> <p>備品管理において、次のような不備が見受けられたため、物品管理規則等に準拠した適正な管理をされたい。</p> <p>(2) 私立保育園に無償貸与している A E D については、物品管理システムへの設置場所等の登録が適正に行われていなかった。</p> <p>(3) 寄附受納された備品について、備品登録が行われていないものがあった。</p>	<p>(2) 物品管理システムへ設置場所等の登録を行った。</p> <p>(3) 備品登録を行った。</p>

岡崎市監査委員公告第 12 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成 23 年 9 月 29 日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（水道局）

平成22年10月28日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第2号関係分

平成23年2月25日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="373 506 549 544">(指摘事項)</p> <p data-bbox="225 564 697 1064">岡崎市水道事業検針・受付徴収等業務委託において、業務の遂行に必要な物品としてオンラインシステム端末及びプリンタを貸与していたが、当該機器は市が賃借しているものであり、その機器賃貸借契約書においては、第三者への貸与が禁止されているため、今後は適正な処理をされたい。</p> <p data-bbox="225 1146 697 1704">行政財産目的外使用許可の決裁及びその添付書類において、公有財産管理規則第26条に規定された必要事項の記載がなかったため、同規則に準拠した適正な処理をされたい。また、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示についても記載がなかったため、今後は適正な対応をされたい。</p> <p data-bbox="225 1787 697 1993">自家用電気工作物の保安管理業務委託契約書において、契約金額が記載されていなかったため、適正に対応されたい。</p>	<p data-bbox="724 564 1401 719">23年度から、機器借入先の日本電子計算機株式会社と変更契約を交わして、第三者に貸与できうる条項で契約を結び直し貸与した。</p> <p data-bbox="724 1146 1401 1413">公有財産管理規則第26条に規定された必要事項の記載を確認し、内部決裁書類に反映させた。また、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示についても記載がなかったため、記載を加えた新様式で許可証を発行した。</p> <p data-bbox="724 1787 1401 1877">23年度からは金額を明示した形で契約を締結した。</p>

岡崎市監査委員公告第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年9月29日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（総務部 総務文書課）

平成22年11月26日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第25号関係分

平成23年2月25日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="352 465 533 504">(意 見)</p> <p data-bbox="193 526 692 1010">週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更簿、法定労働時間を超えて勤務した時間数確認簿、時間外勤務命令簿等職員の服務に関する書類において、記載もれ、記載方法の誤りが散見されたため、今後は条例・規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p data-bbox="719 526 1406 757">条例・規則の内容を理解したうえで事務処理を行うよう職員に周知するとともに、庶務担当において複数の職員が定期的に確認するようチェック体制を強化した。</p>
<p data-bbox="352 1104 533 1142">(指摘事項)</p> <p data-bbox="193 1164 692 1776">市政情報コーナーでの行政資料の有償頒布等に係る現金出納簿の作成方法、現金の払込みについて、予算決算及び会計規則に定められた手続きと異なる取扱いが見受けられた。また、選挙投票事務のため資金前渡された現金の出納について、戻入分が現金出納簿に記載されていない事例があったため、今後は適正な処理をされたい。</p>	<p data-bbox="719 1164 1406 1585">有償頒布については、予算課である企画課が現金出納簿の記載、指定金融機関への払込みを行っていたが、2月1日から実際に売払いをした総務文書課が行うようにした。また、現金出納簿の記載について、当日の収入を払込みした後を受領した現金は、翌日分として記載していたが、2月1日から当日分として記載している。</p> <p data-bbox="719 1615 1406 1715">戻入分については、今後記載漏れのないよう適正に処理することとした。</p>

岡崎市監査委員公告第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年9月29日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（総務部人事課）

平成22年11月26日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第25号関係分

平成23年2月25日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="352 521 533 560">(意 見)</p> <p data-bbox="194 580 691 1025">週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更簿、法定労働時間を超えて勤務した時間数確認簿、時間外勤務命令簿等職員の服務に関する書類において、記載もれ、記載方法の誤りが散見されたため、今後は条例・規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p data-bbox="352 1108 533 1146">(指摘事項)</p> <p data-bbox="194 1167 691 1435">労働基準法に規定された手続きについて次のとおり不備な点が見受けられたため、今後は法令等に準拠し適正な対応をされたい。</p> <p data-bbox="229 1456 691 1962">(2) 労働基準法第37条第3項に規定された、同条第1項のただし書の規定による1箇月につき60時間を超えて労働させた場合の割増賃金の支払に代えて有給の休暇を与える際に必要な労働組合等との書面による協定の締結がなされていないかった。</p>	<p data-bbox="719 580 1406 734">職員の服務に関する書類について、記載もれや記載方法の誤りを防ぐため、複数の職員による記載内容のチェックをすることとした。</p> <p data-bbox="751 1456 1406 1610">(2) 平成23年4月1日付けで岡崎市職員組合及び岡崎市役所従業員労働組合と時間外勤務代休時間に関する協定を締結した。</p>

平成 21 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表において、不動産の使用料等の支払調書合計表及び不動産の譲受けの対価の支払調書合計表の記入がされていなかったため、今後は法令等に準拠し適正な対応をされたい。

平成 22 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表には、該当のある不動産の使用料等の支払調書合計表を記入した。

岡崎市監査委員公告第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年9月29日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

措置の通知書（総務部 契約課）

平成22年11月26日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第25号関係分

平成23年2月25日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="352 568 531 607">(指摘事項)</p> <p data-bbox="194 629 689 1070">週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更簿、法定労働時間を超えて勤務した時間数確認簿、時間外勤務命令簿等職員の勤務に関する書類において、記載もれ、記載方法の誤りが散見されたため、今後は条例・規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p data-bbox="719 629 1407 837">条例・規則の内容を理解したうえで事務処理を行うよう職員に周知するとともに、庶務担当において複数の職員が定期的に確認するようチェック体制を強化した。</p>

岡崎市監査委員公告第 16 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成 23 年 9 月 29 日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

平成22年11月26日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第25号関係分

平成23年2月25日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="352 490 531 528">(指摘事項)</p> <p data-bbox="194 553 691 954">普通財産貸付の決裁において、公有財産管理規則第32条第1項に規定された必要事項の記載がないもの、同条第2項に規定された添付書類が不備であるもの等があったため、今後は適正な処理をされたい。</p> <p data-bbox="194 981 691 1442">また、普通財産として貸付けしていた土地を行政財産に用途変更した後も普通財産の貸付契約から除いておらず、本来必要な行政財産目的外使用許可の手続きがなされていない事例が見受けられたため、適正な処理について検討されたい。</p>	<p data-bbox="724 553 1406 712">公有財産管理規則第32条第1項に規定された必要事項の記載及び、同条第2項に規定される添付書類について添付するように改善した。</p> <p data-bbox="724 736 1406 893">また、行政財産の土地を貸付けしていた件についても行政財産目的外使用に変更し適正な処理をした。</p>
<p data-bbox="352 1532 531 1570">(意見)</p> <p data-bbox="194 1594 691 1995">シルバー人材センターとの地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約において、契約規則第23条第2号に定める手続きがなされていないものがあったため、今後は適正な処理をされたい。</p>	<p data-bbox="724 1594 1406 1872">シルバー人材センターとの地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約において、契約規則第23条第2号に定める手続きについて平成23年度から適正に処理している状況である。</p>

(意 見)

職員が公用車にて出張した際、有料道路使用料及び駐車場使用料を立替払し、帰庁後資金前渡者から現金を受領している事例が見受けられた。立替払は現行財務会計制度上認められていないため、法令等に準拠した適正な対応を検討されたい。

平成23年3月から有料道路使用料及び駐車場使用料を利用する際に提出する利用申請書には必ず利用金額を明記するよう指示し、現金を出張前に渡すようにした。

岡崎市監査委員公告第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年11月29日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	稻	垣	良	美
同	太	田	俊	昭

措置の通知書（市長公室 広報広聴課）

平成 23 年 1 月 31 日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第 1 号関係分

平成 23 年 4 月 27 日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="336 607 480 645">(意 見)</p> <p data-bbox="197 689 740 808">契約事務について、次のような契約内容と不整合な点が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。</p> <p data-bbox="197 860 740 1066">(1)メールマガジンシステムの運用管理業務及び保守点検業務の委託契約において、業務従事者の個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書が市へ提出されていなかった。</p> <p data-bbox="197 1117 740 1279">(2)画像処理用パソコンの賃貸借契約において、一部完了払時に、契約書に規定された検査の結果を受注者に書面により通知していなかった。</p>	<p data-bbox="772 860 1410 936">(1)については、あらためて誓約書の提出を受けた。今後も適正な処理に努める。</p> <p data-bbox="772 1117 1410 1234">(2)については、あらためて検査の結果を書面により通知した。今後も適正な処理に努める。</p>

岡崎市監査委員公告第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年11月29日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	稲	垣	良	美
同	太	田	俊	昭

措置の通知書（市長公室 防災危機管理課）

平成23年1月31日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第1号関係分

平成23年4月27日まで

監査結果	措置状況
<p data-bbox="395 577 544 618">(意見)</p> <p data-bbox="196 696 738 846">備品管理において、次のような不備が見受けられたため、物品管理規則等に準拠した適正な管理をされたい。</p> <p data-bbox="196 882 738 1106">(1) 不用となった備品(OA機器)について、物品管理規則第25条に規定された手順を経ることなく廃棄処分していたものがあった。</p>	<p data-bbox="770 685 1409 835">物品使用不能品等報告書を作成し、不用の決定手続きを行った。今後は適正な管理に努めていく。</p>